

居宅訪問型保育事業概要

【目的】

保育の必要性があり、医療的ケアが必要な乳幼児に対して、集団保育が著しく困難と認められる場合、乳幼児の居宅において保育者による 1 対 1 の保育を行い、健康でかつ安全で情緒の安定したきめ細やかな保育をすることで子どもの健全な心身の発達を図る。

【根拠法令】

児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項

【事業内容】

(1) 自宅保育型

①対象者

- ・主に 1 歳児から未就学児まで（0 歳児は要相談）
- ・主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重度心身障害児等
- ・経管栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろうを必要とする障害児
- ・面談にて預かりが可能と判断された障害児

※気管切開・人工呼吸器など呼吸器系疾患のある障害児は不可。

②利用可能日

月～金曜日（土・日・祝および年末年始はお休み）

③利用可能時間

午前 8 時から午後 6 時のうち 8 時間以内

④利用料金

認可保育園と同様

⑤運営事業者

NPO 法人フローレンス（障害児訪問保育アニー）

(2) 障害児保育園利用型

(1) のほか、居宅訪問保育事業と児童発達支援事業を組み合わせた「障害児保育園ヘレン東雲」を利用する。

①利用可能地域

入船、湊、明石町、築地、佃、月島、勝どき、晴海、豊海（バス送迎可能地域）

※入船、湊、明石町、築地は、令和 4 年 4 月から利用可能となります。

②対象者

- ・主に 1 歳児から未就学児まで（0 歳児は要相談）
- ・主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重度心身障害児等
- ・経管栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう、気管切開、人工呼吸器を必要とする障害児
- ・面談にて預かりが可能と判断された障害児

③利用可能日

月～金曜日（土・日・祝および年末年始はお休み）

③利用可能時間

午前 8 時から午後 6 時のうち 8 時間以内

④利用料金

認可保育園と同様

⑤運営事業者

NPO 法人フローレンス（障害児保育園ヘレン）